平成２５年（フ）第６１号
佐賀県小城市牛津町乙柳881番地10　日の出ビル302号
債務者　植部　義光
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
佐賀県佐賀市天祐団地10番25号　大坪方
債務者　大坪　嘉己
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
佐賀県小城市三日月町金田965番地５　リゾート三日月Ａ棟102号
債務者　松野　省平
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1110番地４　コーポ高柳１－Ｆ
債務者　田中　敏行
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８号
長崎県長崎市畝刈町1613番地119　ディアス畝刈Ａ棟101号
債務者　山下　夏子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
鹿児島県枕崎市木場町683番地
債務者　福元　隆行
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３１号
沖縄県那覇市松尾２丁目17番24号
債務者　上原　民江
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２５号
奈良県大和郡山市筒井町911番地１　５号
債務者　臼井　　亨（旧姓西端）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５１号
奈良県天理市田井庄町702番地３
債務者　山口　文夫
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
奈良県天理市田井庄町702番地３
債務者　山口　立子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
熊本市北区大窪５丁目１番36―207号　大窪アパート２階207号
債務者　名塚　邦雄
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８４号
熊本市西区島崎２丁目29番30号　木村アパート101
債務者　金子　哲夫
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
熊本市北区高平１丁目23番28号
債務者　林原　晴代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
北海道沙流郡平取町字長知内48番地６
債務者　川奈野美智子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第９号
茨城県稲敷市月出里569番地１、前住所茨城県稲敷市高田1413番地１
債務者　高野　勝幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
茨城県牛久市牛久町3187番地２
債務者　川瀬　初江
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
茨城県取手市戸頭２丁目30番25―Ｂ201号
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
茨城県牛久市上柏田４丁目６番地１　チェリーハイツ103
債務者　小神野喜美子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係